

令和 7 年 12 月 10 日

令和 7 年 第 3 回 神奈川県議会 定例会

## 文 教 常 任 委 員 会 資 料

(令和 7 年 12 月 5 日 付 託 分)

教 育 委 員 会

目 次

ページ

I	令和 7 年度11月補正予算の内容【教育委員会関係】	1
II	令和 7 年度一般会計11月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】	2
III	令和 7 年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】	3
IV	令和 7 年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【教育委員会関係】	4
V	令和 7 年度12月補正予算の内容【教育委員会関係】	5
VI	令和 7 年度一般会計12月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】	6
VII	令和 7 年度一般会計12月補正予算給与費明細書について【教育委員会関係】	7
VIII	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】	9
IX	学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要	10
X	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の概要	14

## I 令和7年度11月補正予算の内容【教育委員会関係】

科目	内訳 補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			説明	
				特 定 財 源				
				国庫支出金	県 債	そ の 他		
(款) 教育費	346,850,638	210,000	347,060,638	—	157,000	—	53,000	
(項) 教育総務費	40,217,381	210,000	40,427,381	—	157,000	—	53,000 教育施設環境整備費 210,000	
(項) 小学校費	87,453,137	—	87,453,137	—	—	—	—	
(項) 中学校費	49,382,825	—	49,382,825	—	—	—	—	
(項) 高等学校費	121,125,306	—	121,125,306	—	—	—	—	
(項) 特別支援学校費	42,239,256	—	42,239,256	—	—	—	—	
(項) 社会教育費	5,908,890	—	5,908,890	—	—	—	—	
(項) 保健体育費	523,843	—	523,843	—	—	—	—	
教育委員会 計	346,850,638	210,000	347,060,638	—	157,000	—	53,000	

## II 令和7年度一般会計11月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】

### 11款 教育費 1項 教育総務費

- 教育施設環境整備費 210,000千円

元神奈川県立野庭高等学校において、雨水地下貯留施設を設置するための試験施工で判明した地盤沈下のリスクに対応するため、地盤改良工事等を追加で実施する。

### III 令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
学校施設長寿命化対策費	356,458 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		—	千円	国庫支出金	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	356,458	千円	県 債	267,000
					千円	そ の 他	—
					千円	一般財源	89,458
県立学校空調設備整備費	249,480 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		—	千円	国庫支出金	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	249,480	千円	県 債	249,000
					千円	そ の 他	480
					千円	一般財源	—

【議案（予算 その2） 定県第104号議案】

IV 令和7年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【教育委員会関係】

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
11 教育費			551,000
	1 教育総務費		551,000
		教育施設環境整備費	551,000
教育委員会計			551,000

## V 令和7年度12月補正予算の内容【教育委員会関係】

(一般会計)

(単位 千円)

科目	内訳 補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説明	
				特 定 財 源			一般財源		
				国庫支出金	県 債	そ の 他			
(款) 教育費	347,060,638	8,802,715	355,863,353	1,488,871	—	3,004	7,310,840		
(項) 教育総務費	40,427,381	388,343	40,815,724	—	—	730	387,613	給与費 249,547 会計年度任用職員報酬等 138,796	
(項) 小学校費	87,453,137	2,891,020	90,344,157	843,682	—	553	2,046,785	給与費 2,772,749 会計年度任用職員報酬等 118,271	
(項) 中学校費	49,382,825	1,620,223	51,003,048	477,259	—	248	1,142,716	給与費 1,566,391 会計年度任用職員報酬等 53,832	
(項) 高等学校費	121,125,306	2,789,089	123,914,395	—	—	893	2,788,196	給与費 2,532,165 会計年度任用職員報酬等 256,924	
(項) 特別支援学校費	42,239,256	1,114,040	43,353,296	167,930	—	580	945,530	給与費 991,022 会計年度任用職員報酬等 123,018	
(項) 社会教育費	5,908,890	—	5,908,890	—	—	—	—		
(項) 保健体育費	523,843	—	523,843	—	—	—	—		
教育委員会 計	347,060,638	8,802,715	355,863,353	1,488,871	—	3,004	7,310,840		

## VI 令和7年度一般会計12月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】

### 1 紹与費

11款 教育費	1項 教育総務費	249, 547千円
11款 教育費	2項 小学校費	2, 772, 749千円
11款 教育費	3項 中学校費	1, 566, 391千円
11款 教育費	4項 高等学校費	2, 532, 165千円
11款 教育費	5項 特別支援学校費	991, 022千円
2 会計年度任用職員報酬等		
11款 教育費	1項 教育総務費	138, 796千円
11款 教育費	2項 小学校費	118, 271千円
11款 教育費	3項 中学校費	53, 832千円
11款 教育費	4項 高等学校費	256, 924千円
11款 教育費	5項 特別支援学校費	123, 018千円

「令和7年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」を受けた給与改定に対応するほか、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正を踏まえた教職調整額の引上げなどに対応するため、給与費等の増額を行う。

## VII 令和7年度一般会計12月補正予算給与費明細書について【教育委員会関係】

### 1 総括

#### (1) 常勤職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	29,354	125,740,391	92,726,060	218,466,451	42,265,311	260,731,762	
補 正 前	29,354	121,411,122	89,437,928	210,849,050	41,770,838	252,619,888	
比 較	0	4,329,269	3,288,132	7,617,401	494,473	8,111,874	

職員手当の 内 訳	区分	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
		補 正 後	16,175,995	3,154,046	2,297,444	1,068,876	—
	補 正 前	15,573,915	3,134,563	2,297,444	1,035,009	—	—
	比 較	602,080	19,483	0	33,867	—	—

期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	農 林 漁 業 普及指導手当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教員特別手当 (千円)
30,275,315	24,958,546	—	6,457,596	1,536,554
29,019,463	23,857,771	—	6,180,353	1,537,722
1,255,852	1,100,775	—	277,243	△1,168

#### (2) 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	3,652	10,962,549	3,009,872	13,972,421	1,654,182	15,626,603	
補 正 前	3,652	10,483,866	2,834,207	13,318,073	1,620,014	14,938,087	
比 較	0	478,683	175,665	654,348	34,168	688,516	

備考 職員数は、1週間当たりの勤務時間を29時間に換算したもの。

## 2 給料及び職員手当の増減額の明細

(教育職員)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	千円 4,329,269	給与改定に伴う増減分	千円 4,042,751		
		その他の増減分	286,518		
職員手当	3,288,132	制度改正に伴う増減分	1,160,463	地域手当 602,080千円  期末手当 279,237千円  勤勉手当 279,146千円	
		その他の増減分	2,127,669	期末・勤勉手当の増分 1,798,244千円  その他の増減分 329,425千円	

## 【議案（条例その他 その5） 定県第168号議案】

### VIII 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】

#### 1 改正の趣旨

育児休暇等の対象となる子の範囲等に関し、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

##### 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- (1) 育児休暇、子の看護等休暇等の対象となる子について、同性パートナーを含む事実婚の配偶者の子を含めることとする。（第10条第1項及び第12条の4第1項関係）
- (2) 子の看護等休暇の取得日数について、子が1人の場合は6日、2人の場合は12日、3人以上の場合は15日の範囲内で取得可能とする。（第12条の4第1項関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行う。（第10条第1項、第12条の5及び第13条の4第1項関係）

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

## 【議案（条例その他 その5） 定県第169号議案】

### IX 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

#### 1 改正の趣旨

令和7年10月10日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 令和7年度の改定

(公布の日施行)

##### ア 給料月額

(令和7年4月1日適用)

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。（別表第1～別表第5関係）

##### イ 地域手当の支給割合

(令和7年4月1日適用)

地域手当の支給割合を次のとおりとする。（第9条の2第2項関係）

改 正	現 行
12.50/100	12.45/100

##### ウ 通勤手当の支給上限額

(令和7年4月1日適用)

自動車等の片道の使用距離区分に応じた通勤手当の支給上限額を次のとおりとする。（第9条の5第2項関係）

改 正	現 行
3万8,700円	3万1,600円

##### エ 期末手当の支給割合

(令和7年12月1日適用)

令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。（第19条第2項及び第3項関係）

職員の区分	改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	127.5/100
	特定幹部職員	107.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	72.5/100
	特定幹部職員	62.5/100

オ 勤勉手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)  
令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。 (第20条第2項関係)

職員の区分	改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	107.5/100
	特定幹部職員	127.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	52.5/100
	特定幹部職員	62.5/100

(2) 教員の処遇改善 (令和8年1月1日施行)

- ア 教員特殊業務手当の支給上限額  
非常災害時等の緊急業務に従事した場合について、支給上限額を7,500円から8,000円に引き上げる。 (第13条の4第2項関係)
- イ 義務教育等教員特別手当の支給上限額等  
職務の級及び号給の別に応じた支給額の引き下げとともに、業務の困難性に応じた加算を行うことに伴い、支給上限額の見直しを行う。  
(第20条の3関係)
- ウ 管理職の給料月額  
教職調整額の対象とならない総括校長、校長、副校長及び教頭について、給料月額に加算を行う。 (別表第1関係)

(3) 令和8年度の改定 (令和8年4月1日施行)

- ア 給料表及び給料月額  
各給料表について、国を上回って県独自で追加している号給を廃止する。 (別表第1～別表第5関係)
- イ 通勤手当の支給上限額  
自動車等の片道の使用距離区分に応じた通勤手当の支給上限額を次のとおりとする。 (第9条の5第2項関係)

改 正	令和7年度の改正
6万6,400円	3万8,700円

#### ウ 期末手当の支給割合

令和8年度以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。  
(第19条第2項及び第3項関係)

職員の区分	改 正	令和7年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	126.25/100
	特定幹部職員	106.25/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	71.25/100
	特定幹部職員	61.25/100

#### エ 勤勉手当の支給割合

令和8年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。  
(第20条第2項関係)

職員の区分	改 正	令和7年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	106.25/100
	特定幹部職員	126.25/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	51.25/100
	特定幹部職員	61.25/100

#### オ 特殊勤務手当（夜間学級業務手当）の新設

夜間学級で勤務する教育職員に対して、日額1,000円の夜間学級業務手当を支給する。  
(第10条第2項及び改正後の第13条の6関係)

### 3 施行期日等

施行期日等は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
2(1)	公布の日施行。ただし、ア、イ、ウについては令和7年4月1日から、エ、オについては令和7年12月1日からそれぞれ適用する。
2(2)	令和8年1月1日施行
2(3)	令和8年4月1日施行

#### 4 その他（経過措置等）

##### (1) 号給の切替え

各給料表の一部の級について、県独自で追加している号給の廃止により、令和8年3月31において職員が受けている号給が廃止された場合は、令和8年4月1日に当該職員の属する級における最高の号給への切替えを行う。

##### (2) 号給の切替えに伴う経過措置

4 (1)に該当する職員が、令和8年4月1日に受ける給料月額が、令和8年3月31日に受ける給料月額に達しない場合は、令和9年3月31日までの間、その差額分を支給する。

## 【議案（条例その他 その5） 定県第170号議案】

### X 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の概要

#### 1 改正の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教職調整額を令和8年1月1日から段階的に引き上げるなど、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額について、給料月額の100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に段階的に引き上げる。（第3条第1項及び改正後の附則第2項関係）
- (2) 指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）について、教職調整額を支給しないこととする。（第3条第1項関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行う。（第3条第1項及び第3項並びに附則関係）

#### 3 施行期日及び経過措置

- (1) 施行期日  
令和8年1月1日
- (2) 経過措置

施行の日前に現に指導改善研修被認定者に該当している者については、教育公務員特例法第25条第4項の認定を受けるまでの間、給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給するものとする。